

平成 24 年 3 月 1 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○原口委員長 次に、橘慶一郎君。

○橘（慶）委員 きょうは、きのう雪が降ったのが残っています。雪と梅と月夜、ちよつとぜいたくな歌なんです。月夜に照らされて梅の花が雪の上で咲いている、それをぜひ一本折ってあの子に贈りたいな、こういう歌を詠まさせていただきます。

万葉集卷十八、四千百三十四番。

雪の上に照れる月夜に梅の花折りて送らむはしき子もがも

それでは、よろしくお願いいたします。（拍手）

ということ、きょうはちよつとテーマ的には盛りだくさんになります。余り私は質問したことがないんですが、電波関係からきょうは始めさせていただきますかと思っております。

NTTドコモさんの通信障害ということで、携

帯電話が突然つながらなくなる。私も、一月二十五日の事案については自分なりに経験もしたわけですが、どうしてもお伺いすると、スマートフォンがかなり普及してまいりまして、ネットワークへの負荷が結構かかっている、こんなお話しも聞いております。

まず、原因をお伺いいたします。

○川端国務大臣 NTTドコモの最近の通信障害については、スマートフォンに関係したものが多く、これは事実でございます。

スマートフォンに対応した、いわゆる s p m o d m e r l というんです。その障害というものもあります。それから、スマートフォンの増加に対応するために導入した新型交換機が故障したということ等が発生をいたしております。

前者につきましては、ユーザ認証を行うシステム等において処理能力が不足したことが主な原因であります。後の方の新型交換機の障害というのは、スマートフォンではユーザが多く、アプリケーションを自由に搭載して利用しているが、新型交換機においてそのようなアプリケーションから発生する制御用の信号を処理する能力が不足していたことが原因というふうになっております。いずれにしても、これらの障害について、スマートフォンへの急増に対して通信設備を適切に増強できていないことから発生したものであるというふうに認識しております。

○橘（慶）委員 ありがとうございます。

所信でも、スマートフォン時代においても、誰もが安心して ICT を利用できるようにということ

で御方針も示しておられるわけです。

今ほどお話ありましたように、通信設備の問題、NTTドコモさんの方でも、ネットワーク基盤高度化対策本部を設置して再発防止に取り組んでおられるわけですが、この通信設備の問題。そして、究極は、スマートフォンというのは大変便利なものであります。大変便利だということは大変情報量が多い、情報量が多いということは、その使用する電波帯という意味ではまたさらに混み合ってくるということ、便利になっていくのはありがたいんですが、それを、インフラとしては通信設備、電波帯、両方で支えていかなければいけないだろうと思っております。

このあたり、総務省としてのお考えをお伺いいたします。

○川端国務大臣 携帯電話が国民生活にとって欠くことのできないものであることはもう御案内のとおりでありまして、通信障害等の事故防止に業界全体で取り組んでいただかなければいけない。NTTドコモのお話は先ほど紹介させていただきました。NTTドコモのお話は先ほど紹介させていただきましたが、実はほかのキャリアもいろいろトラブルを起こしているということで、事故の原因はいろいろあります。それが、やはり情報として共有していただきたい。

そして、なぜ、何がどこでどうなっているのか、これが起こったという情報を共有することが大事だということで、私の方から事務方に指示をいたしまして、二月二十二日に携帯電話事業者全社に集まっていたいただきまして、携帯電話通信障害対策連絡会を開催いたしました。最近の事故の発生原

平成 24 年 3 月 1 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

因、対策等に関してはそれぞれトラブルを起こしたところから発表していただきまして、こういうことだったということでありまして、そういうことで、情報を共有するとともに、設備や体制等の総点検、事業者間で継続的に事故事例を情報交換し、各社が点検を行える体制の構築の要請を行いました。

また、技術的な問題も非常に大きくあります。私も、 아이폰とアンドロイドの二つ持っているんですけども、アンドロイドの方がやはり電池が早く減るといのはしょっちゅう信号を出しているということ、このトラブルを通じて知りました。

そういう部分で、スマートフォンの時代に対応した通信設備の安全、信頼性の基準の見直し等、今回の各事業者の点検結果を踏まえて、しっかりと審議会においても対策を検討してまいりたいと思います。

また、そういう意味では、トラフィックが急増しておりますので、周波数割り当てについては、地上デジタル放送への移行により周波数再編が可能となった周波数帯、いわゆる七百、九百メガヘルツ帯への携帯電話割り当てなど、追加的な周波数の割り当てを迅速に実施してまいりたいというふうに思っております。

○橘（慶）委員 やはり、電気、水道、ガスみたいないつでも使えるものというものが使えなくなると困るわけでありまして、またよろしく対策をお願いしたいと思います。

続きまして、せんだつてから豪雪に見舞われた

わけでありませけれども、今回は大震災の教訓ということも含めてなんでしょうけれども、地方総合通信局で自治体に衛星携帯電話の貸し出しをいろいろと行われた、これは大変いいことだったと思っております。実績と、また各地方局への現在の配備状況を、これは松崎副大臣にお伺いいたします。

○松崎副大臣 お答えいたします。

災害の発生時には、固定電話や携帯電話等の通信インフラが被災等により利用できなくなる場合が大変ございます。被災者の安否確認、救助、それから復旧活動、こういう活動に欠かせない緊急の通信手段として被災地域において確保していくことは重要であります。

このため、総務省では、平時から災害対策用の無線機器を備蓄、配備し、災害時には自治体における通信手段の確保を緊急に支援する取り組みを行っております。今般の豪雪に当たりましても、気象情報を勘案しつつ、あらかじめ日本海側の地域等を管轄する各総合通信局へ衛星携帯電話等を事前に配備いたしました。自治体からの要請を受けて、約六十台の衛星携帯電話を当該自治体へ無償で貸し出してあります。

今後、災害発生時には自治体からの要請に迅速に応えられるよう、貸し出し体制の強化に努めるとともに、各地方総合通信局を通じて各自治体と連絡をとり合い、ニーズの把握に努めてまいりたいと思っております。

○橘（慶）委員 これは大変いいことだと思っております。

あわせて、東日本大震災関連ではもう一つ、これは何度かお伺いしていますが、いよいよ東北三県の地デジ移行の期限、きょうは三月一日ですから、もう今月末と迫ってまいりました。最後の追い込みであります。完全移行、そして所要の対策の実施ということも所信の中にも書いてございました。現状を確認させていただきます。

○松崎副大臣 昨年は、国民の皆さんにも大変お世話になりました。ほぼ完了したわけでございました。岩手、宮城及び福島の実施施設などの通信環境整備は、昨年未だに予定どおりおこなわれていたしております。災害復旧関連等でおくれていた施設についても、アナログ停波までには対策が完了する見込みとなっております。また、三月三十一日のアナログ停波に向けて、住民の皆様方が地デジ対応いただくための相談体制も万全になっております。

具体的には、停波前後は地デジコールセンターで電話相談を二十四時間受け付けます。また、市町村の役場でも約五十カ所の臨時相談コーナーを設置してありまして、対面相談、低所得者世帯へのチューナーの支援等も実施しております。

放送での周知も行われており、自治体にも広報などで協力いただいております。引き続き、関係者と協力して、住民の皆さんが円滑にデジタル放送に移行していただけるよう、丁寧に取り組んでまいり所存でございます。

○橘（慶）委員 これで全国が全部仕上がるといふことでありますので、どうか最後までよろしくお願したいと思います。

平成 24 年 3 月 1 日

衆議院総務委員会速記録 (議事速報)

この項、最後ですが、実は、総務省さんの方で二十二年度からフューチャースクール推進事業ということで学校の ICT 化ということで取り組んでこられたわけであります。

この中で、ツールの一つに電子黒板というものがあって、実際使われている現場のお話を聞くまでちよつと私も誤解をしていたんですが、普通の黒板をかえるということではなくて、黒板は黒板で残っているわけでありまして、私どもの昔でいうと、小学校なんかで大きな掛け軸を持ってきて、これは何だこれは何だと、低学年なんかでやったのは懐かしい記憶ですが、ああいうものを結局電子黒板にかえまして、昔でいう掛け軸のかわりに電子黒板。ただ、電子黒板になれば、そこにソフトを入れればいろいろ動きもある、色もつく、いろいろ変わる。大変これはいいものだということを現場から聞くわけであります。

実は、モデル的に入れたところなどでは、おたくの学校だけか、うちの学校も入れたいというふうなことになるって、首長さん方からは、もう少しこれを応援してくれれば、何か呼び水があれば大変うれしいんだけどもという、こういうのを何かの富山県の首長さんから私は聞くものですか、ここで、富山出身の森田政務官の方から、お答えをいただきたいと思えます。

○森田大臣政務官 お答え申し上げます。

お尋ねの電子黒板でございますが、電子黒板自体は文科省の事業として平成十五年ごろから普及が始まっていて、現在、小学校の七五%、中学校の六九%ぐらいに普及してきているものと存じま

す。

それで、我が省が行っているフューチャースクールにおける電子黒板の役割についても説明申し上げたいと思うんですが、フューチャースクール事業の場合は、一人一台のタブレット PC と、そして校内全域の LAN 環境というものを整備する中で電子黒板を組み合わせてまいります。そうしますと、御指摘の掛け軸機能だけではなくて、掛け軸機能としても大変有用なんですが、さらに、先生方が子供たちのタブレット PC での進捗ぐあいを一元管理することができて、この子はこれぐらいできていて、この子はちよつとおくれている、だからちよつとやって議論させようとかということもできたりしますし、子供たちもお互いの発表内容をタブレット PC を通じて理解し合うことができまますので、まさに立体的、複合的、こういう関係を組み合わせることで飛躍的に電子黒板の機能そのものも最大限発揮されるものと思っております。ですから、このフューチャースクール事業も、二十二年度から、紆余曲折がありまして、事業仕分けで大変辛酸をなめたりとかそういうことがあったんですが、何とか何とかないできておりまして、今、小中学校、そして今度、特別支援学校でも普及しつつあります。

そういったものを、我が省としても、実証校における取り組み、成果の課題の整理をして、それをガイドラインにして、文科省さんとも連携して、さらに全国に広げていきたいというふうに思っておりますし、ぜひ先生からもそういった御支援を賜りたいというふうに思っております。

○橘(慶)委員 ありがとうございます。仕分けに負けないで、チョークと白墨と両立するものがありますので、どうかそこを誤解のないようによろしく願いたいと思えます。

地方分権関係に入っております。

これも、ちよつとこれまでは聞いていなかったんですが、こういう所信への質問の機会なので、少し自由答弁の部分も出るかと思いますが、私の考えも申し上げますので、お答えをいただきたいと思えます。これはどちらかというと、実際、現場で市の仕事をしていたときの悩みを含めて申し上げるわけであります。

リーマン・ショック以降のいろいろな経済対策の中で、基金事業というのが非常にふえたわけがあります。もちろん、その中には、本当に雇用促進のように、短期的なものを何年か年度をまたいでということもあつたわけですが、例えば、妊婦健康診査十四回、あるいは子宮頸がんワクチン接種、それから、ことしから第五期の介護保険事業に入っていくわけですが、介護基盤整備、こういったものは毎年毎年継続的に取り組んでいかなきゃいけないものである。ただ、いろいろな事情で基金で始まりまして、そのまま、この間の第四次補正がそうですが、また一年間何とか食いっかないでいる、こういう状況であるわけであります。

これはどうも、地方の視点から見ますと、そういうものは制度的にやはり確立させるべきではないか、このように思うわけですが、自治体等への出向等もあつて現場を非常によく御存じの総務省としての御見解、これは川端大臣からお願いいた

平成 24 年 3 月 1 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

します。

○川端国務大臣 御指摘のように、リーマン・ショックへの対応として基金がたくさんつくられました。その中で、今御指摘をされました安心ことも基金、妊婦健康診査支援基金、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金については、二十四年度まで事業を継続して、必要額を基金に積み増すということにしました。それから、介護基盤緊急整備等臨時特例基金については、二十四年度予算編成過程において、二十四年度まで事業を継続することとされました。

実は総務省といたしましても、平成二十四年度の地方財政措置について、各府省への申し入れの中で、概算要求組み替え基準の閣議決定にあわせて、各府省に対して、地方財政に影響を及ぼす施策、事務事業について適切な措置を要請するという事で、厚労省に対しては、妊産婦健康診査費に係る財政措置、介護保険制度の安定的な運営の推進、予防接種制度の見直し等を文書で申し入れている経過がございます。

そういうことを含めて、こういう対応になったわけですけれども、継続ということは、やはり一定の成果と意義があるということが実証されているということが御指摘の背景だというふうに思います。そういう意味では、これらの中には、さらに今後とも継続して実施する必要がある、御指摘の制度化することが望ましい事業も私はあるというふうに思っております。

そういう面では、平成二十五年度以降の事業のあり方については、制度化することを含めて、事

業の円滑な実施に支障を来さないように、地元の要望も強いことも含めまして、関係府省と連携をして検討してまいりたいと思っております。

○橘（慶）委員 これはお願いですが、この申し入れ書を、もし差し支えなければ、後でいただければ大変幸いです。

そして、今おっしゃったとおりでありまして、十四回の妊婦健康診査が、今現実、市町村の窓口からすれば、市民の方には無料でやっています。これが打ち切られたからといって、では、あしたから五回に戻して、九回はお支払いくださいなるとことはなかなか言えない事実があるわけであり

ます。また、介護保険については、今皆さん、三年分の保険料を今改定しているわけですが、中には誤解がありまして、この介護基盤整備の事業は二十四年度しかできないんだよ、二十五年からはなくなるかもしれないんだよなどという誤った情報が流れたりするわけです。どうかここはそういうことで、厚労省さんに強くまたお話をいただきたいと思うわけがあります。

この件、厚労省さんとの関係であと二問続くんですが、これは今、福島の高校生、十八歳までの医療費無料化云々という、これはこれで非常に理解をしながら、しかし、自治体間で、実は全国では幼児、児童に対する医療費助成というのは非常に異なっているわけでありまして。要するに、無料化されている年齢に随分開きがあるはずであります。

きょうは、厚労省さんから聞いてこられたこと

で、稚川自治財政局長さんに現状をお伺いします。○稚川政府参考人 ただいま御質問の都道府県が市町村とともに地方単独事業で実施しております医療費助成でございますけれども、厚生労働省において、毎年、県の制度を中心に、対象年齢、それから所得制限の有無、自己負担の有無等について調査しておりますので、それに沿ってお答えをしたいと思っております。

二十三年四月現在で、都道府県の制度といたしまして、対象年齢については、三歳未満のみを対象にする団体から十五歳までを対象にするということ、かなり区々でございますけれども、就学前までを対象にしている団体が過半でございます。通院では二十八団体、入院では二十六団体。また、それ以上の年齢までやっている団体で、少なくとも就学前までやっているという団体をとりますと、これは大半になりまして、通院では三十七団体、入院では四十五団体ということになります。

所得制限については、している団体が三十三団体。自己負担については、一部求めている団体が三十九団体というふうに聞いております。

○橘（慶）委員 団体数の部分を今教えていただいたわけですが、最初にお話があったとおり、三歳未満の地域もあれば中学生までやっている地域もあるということでありまして。この日本で、むしろ狭い日本でと言った方がいいですかね、狭い日本で、こういうことについて、そこに生まれたことによつて、そもそも差があるというのが本当にこれがいいことなのかという問題なんです。

平成 24 年 3 月 1 日

衆議院総務委員会速記録 (議事速報)

そして、それがもし単独事業ということで、それは自治体の財政力の差ですよなんて言われたら、これはまた悲しい話でありまして、実はそれこそ片山大臣から、そういうことも踏まえて、こういうことで本当に余り違いがあるのはどうなんだろう、こういう話もあつたわけでありまして。

もう一つ言いますと、国としては、当然、この部分の、例えば幼児だったら二割とか、あるいは小学生、中学生なら三割という一つのいわゆる医療保険上の基準があるわけでありまして。だから、ここは今度医療保険制度の運営、これは厚生労働省さんの問題ですが、そこは、いわゆる受診側の、コンビニ受診になってはいけないというような話からして、どうするのかという問題もあるわけでありまして。

きょうは総務大臣でありますから、自治体の財政力の差で違う、例えば東京と千葉で江戸川を渡つたら違う、そういうことで本当にいいんだろとかという素朴なお話であります。どうでしょうか。

○川端国務大臣 トータルの医療費がどんどん上がっていく中でどうするのかということが一つあります。

それから、いろいろ話題になりました、いわゆる社会保障・税の一体改革で私も地方に二カ所ほど、富山も行かせていただきましたが、やはり自分のことは自分でするという精神が余りにも薄くなり過ぎていくんじゃないかという意見を言われる方もおられます。

そういう中で、とはいえ、小さな、特に乳幼児なんかはやはり大変だということの中で、義務教

育就学前については医療費が三割から二割に引き下げられている中で、それに加えて、いろいろな地方自治体で、言われるように、十五歳までのところから、四歳、乳幼児までということまで差があります。

これは、それぞれ地方の財政ということで、それを踏まえて、いわゆる今回の消費税の議論の中では、地方に対する消費税の配分をどうするのかということに、地方の単独事業に関しては地方の自主的な判断の中で一定の費用はやって支えていただくという考え方で配分を一定するということを地元の皆様にも御了解いただいたという経過がございます。

高齢者の医療費の自己負担とのバランスもありませんので、全国的には、やはり全体の制度の中でどうするかということだと思いますが、かなりこの部分は一定定着してきていることは事実でありますので、その分に関しての差は事実上相当なくなってきた部分の年齢はあるんですね、就学前という意味では。その部分は、財政との考え、それから地方の自主的な問題ということを含めて、なかなか難しい課題であります。余り極端なことにならないようなことであるべきだということに、事態が地方の皆さんの御努力で進んでいくということ自体は私も大変強く認識しなければいけないと思っております。

○橘(慶)委員 実はこれは素朴な問いでありまして、同じ日本で三歳までということと十五歳までということと、そんなの本当にいいんですか、いかげんという質問なんです、いかがですか。

○川端国務大臣 地方の首長さんの、財政力の問題で余り極端なことになってはいけないという意味では、一定の年齢、就学前まではほぼ維持できているのではないかと部分があります。

そこから上は、やはりその地域において、農業に特段の予算をたくさん使うところもあれば、子供に使うところもある、産業に使う、観光に使う、いろいろな部分がある、一定以上に関しては自由度があつていいというふうに思います。

ただ、一定基準というのが、相場観としてという言葉はよくないかもしれませんが、全国的な皆さんの御努力で一定の水準は形成されつつあるのかなというふうに思っております。

○橘(慶)委員 この辺にしておきますが、例えば一定というのを就学前というふうにされるならば、そこまで何かしていくとか、であれば、そこは国の制度としてどう考えていくとか、あるいはまた、コンビニ受診を防ぐためにどうするかということ、は、もう少し厚生労働省さんは主体的に考えてほしいというのが私の思いでありまして、今、一定程度という話もいただきましたので、これをもってまた予算委員会の厚生労働分科会で頑張ってみたいと思っております。

それでは、ちよつとここを引つ張りまして、一つ、国と地方の協議の場についてはまた今度お聞きすることにして、その次の義務づけ・枠づけの第三次法案、これは提出ということを書いてございまして、現在の取り組み状況をお伺いいたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

平成 24 年 3 月 1 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

義務づけや枠づけの見直しにつきましては、昨年の通常国会で可決、成立いただいた二次にわたる一括法に引き続いて、第三次の見直しについて昨年の十一月二十九日に閣議決定をしたところでございます。

今先生御指摘の今般の見直しにつきましては、地方からの提言等にかかわる事項、通知、届け出、報告、公示、公告等、職員等の資格、定数など、三つの重点事項を中心に見直しを行うこととしております。

六十九本の関係法律の整備を行う一括法案について、現在詰め作業を行っており、近日中に国会に提出する予定でございます。

○橘（慶）委員 地方分権の中では少し時間をかけて進めなきゃいけないこともありますが、こういう確実にやっていくところはまたぜひよろしくお進めいただきたいと思っております。

消防庁の方にお伺いいたします。

消防広域化、これは、平成十九年度までに推進計画を策定し、二十四年度まで、来年度までに実現をお願いされていた案件であります。現在、新潟、鳥取を除く四十五都道府県で既に計画が策定されておりまして、いろいろとそれぞれの地域の実情を踏まえて取り組みを進めておられるわけでありまして、地方における取り組みの現状と、期限、来年三月末までの進め方についてお伺いいたします。

○原政府参考人 消防の広域化につきましては、消防組織法に基づき策定しました基本指針において、先生御指摘のように、平成二十四年度末を期

限として推進をしているところであります。

都道府県が策定した推進計画に基づきまして、これまで、六件の広域化が実現したほか、三つの町村で非常備の状態が解消されているところであります。

このほか、現在、推進計画で広域化の対象とされたブロックが百四十四ございますが、協議会などの組織を設置しているブロックを中心に、消防本部の位置や名称、あるいは費用負担のルールなど、広域化に向けて必要となる具体的な項目についてさまざまな協議、検討がなされているところであります。

消防庁として、地方債などを活用した財政措置を初め、広域化の必要性を周知するセミナーの開催、あるいは、実際に広域化を実現した団体の職員をアドバイザーとして派遣するなど、都道府県と連携しながら必要な支援を行っているところでございます。

今後とも、基本指針で定める期限内により多くのブロックで広域化が実現できるように、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○橘（慶）委員 ぜひ肅々と前へまた進めていただければ、それはやはり地域の安全安心ということになるわけですから。

ただ、今ちよつとお伺いしますと、百四十四が今まだ継続中ということで、話し合いをしていると。これはやはり真摯な話し合いをしないとまらなないということもあります。そうすると、きょうはこれは質問にはしていませんけれども、もし二十五年三月末までに終わらなければ、やはり

そこは、百四十四で残ったものについてのまた引き続きの手当てはぜひ二十五年予算の中では検討もいただきたい、これは要望として申し上げておきます。

あわせて、消防救急無線のデジタル化ということで、これは平成二十八年五月までに実施ということで、いわゆる先ほどの電波の話ともまた重なるわけでしようけれども、デジタル化をしていくということになっていくわけですが、あと四年くらいございますが、現状どうなっているか、次長さんにお伺いいたします。

○原政府参考人 消防救急無線のデジタル化につきましては、二十八年五月の移行期限を見据えまして、現時点で、全国の約八七％に上る消防本部で設計あるいは整備に着手しております。

こうした取り組みを踏まえまして、このデジタル化を加速するために、消防救急無線のうち、消防の広域応援に資する施設設備の整備について、平成二十三年度の三次補正予算でございますが、そこで補助金を計上いたしました。また、地方財政措置として、緊急防災・減災事業の対象としたところであります。

平成二十四年度につきましても、引き続きこの無線のデジタル化を支援するために、緊急消防援助隊設備整備補助金として予算案に必要額を計上し、また、地方財政措置についても継続することとしております。

今後とも、この無線の円滑なデジタル移行に向け、財政措置を含め、支援を検討してまいりたいと考えております。

平成 24 年 3 月 1 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

○橘（慶）委員 東日本大震災の教訓も踏まえ、またこういった予算措置も利用して、さらに前進させていただきたいと思っております。

久保長官におかれましては、消防団の勧誘のために、コンビニでこの間久保長官の声を聞きまして、いろいろなPRもしていただいて、消防団の方もよろしく願いたいと思います。

定住自立圏構想について、何問かお伺いいたします。

川端大臣ともう一回、自由答弁みたいになりませうけれども、定住自立圏構想ということでいろいろなことをやっていかなきゃいけない。もちろん、地域を守っていくための医療とか福祉とか、こういったことも大事でありますけれども、また一面地域の活力といいますか、自立していくということの中で、私も地域に感じますのは、やはり次代を担う若い人たち、そういう人たちの姿が地域に見えてこない、お祭りであっても、イベントであっても、いろいろなことが活性化していかない。若い人がいてくれるだけで何か華やぐというのが地方の実情ではないかと思っております。

そうなる、若い方々にいってもらうためには、若い方々は仕事しなきゃいけないものだから、いろいろな自分の志とか思いに対して、多様な自己実現をする場、いわゆるいろいろな就業の場がないとなかなか難しい。これは、いつも私は溜池山王の駅にたらずんで、つくづくそう思うんですけれども、この人たち富山へ来たらず仕事はあるかな、こういう問題でございます。

そうなりますと、やはり大都市圏からいろいろ

な機能、職場というものをもう少し分散して、ブロック都市ぐらいまでは落としていただかないとなかなか大変かなと思うわけですが、これまた自由答弁だと思えますが、川端大臣のお考えを。

○川端国務大臣 定住自立圏構想というもので、いろいろな仕組みで頑張っていたら成果を上げていただいている地域や、意欲的に取り組んでいた地域もあれば、我々も応援しているところもありますけれども、一番根幹に、やはり言われるように、仕事在一定あるということが前提でないと、人がなかなか、そこにまさに住めなということとは、一番実は大きな問題だと私も思います。

そして、そういう中で、今回いろいろな震災の経験を踏まえて、例えばリスクの分散であるとかいうふうなこともよく言われるようになりました。同時に、ICTの進歩によつて、地域に余りかわらず産業立地ができるというふうなもの、あるいは家にいながら仕事ができるというふうな時代の変化もありますので、そういう、地域にとつての、例えば平均でいえば地面が安いとか、物価が安いとか、自然環境が美しいとか、自分の生まれ た町であるとかいうことの特性を生かす環境の応援は、私はできてきているのではないかと。

そういう部分では、この構想自体もいろいろな切り口で改めてよくレビューすることは大変大事だというふうな思っておりますので、またいろいろなお知恵があれば、御示唆いただければ、積極的に我々も議論してまいりたいと思えます。

○橘（慶）委員 ありがとうございます。

子供が少なくなっちゃって保育所を統合しなきゃいけない地域と、それから待機児童が多くて保育所をつくらなきゃいけない地域が日本に混在している、そこは本当にもう少し考えなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

今、若い方々という意味で言いましたけれども、やはり、地域で一つ若い方々という意味で大事な機能を持っているのは、地方のそれぞれの大学であります。

今回、総務省さんでは、域学連携による地域づくり事業ということで、新しい事業を立ち上げられたわけでありませう。ちよつと財務省さんの査定も筆が入ったのは残念でありましたけれども、それでもこれでスタートするということでありませう。具体的実施内容と期待される効果をお伺いいたします。

○川端国務大臣 今回、計上いたしました域学連携地域づくり実証研究事業というのは、大学生が教員の指導のもとに地域の現場に入る、そして地域住民やNPO等とともに、地域の課題解決または地域づくりに継続的に取り組む仕組みづくりを行うために、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行って、地域の活性化及び地域の人材育成に資する取り組みを進めようということで、先生の指導のもとに、NPOの御協力を得ながら、その地域に入っているいろいろな研究をするということと同時に、交流して地域の活性化にも役立てよう、こういうことであります。

地方公共団体、大学、地域づくり団体等から成る実行委員会が取り組む、独創性、先進性、モデル

平成 24 年 3 月 1 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

ル性を有する取り組みを対象として、実証研究を実施したいと考えております。

例えば、学生が住民との交流や体験活動も交えて行う、地域の現状や課題の調査、魅力の再発見と発信、観光プランや商店街振興策の提案、イベント企画や地域ブランドづくりなどを想定しております。

期待される効果は、地域にとつては、にぎわいと活力の創出、地域の魅力に対する気づきと誇りの醸成、大学に集積する知識やノウハウの活用などが考えられ、大学にとっては、学生の人材育成や実践の場の獲得、教育研究活動へのフィードバックなどが考えられるというところであります。

この前、富山に行かせていただいたときに、富山の商店街の一角に大学生のサロンみたいなものができています。自主的にいろいろなことを彼らがやっていると同時に、地元の商店街の人が来て、この新商品を売ろうと思うけれども、みんな、どう思うと言うと、いろいろ学生なりにあまたこうだと感性を含めてみんながわいわいというって商品企画にかかわるといふふうなことで、地域と学生さんというのは、それぞれの能力を生かすということが大変大事だと思います。

私の地元には雪深いところがありまして、距離でいうと七十キロぐらい離れているんですが、大学がそこと交流をして、冬には雪かきに行く、そして、そこといろいろな地域の交流をするということをやりました。

いろんな形で、学生の若い力、知恵と行動力が地域にとつて役に立つことをいろいろと応援をし

て、やってまいりたいというふうに思っております。

○橘（慶）委員 このあたりは大体波長が合ってきたなと思っております。ありがとうございます。よろしくお願いしたいと思います。

ちよつと時間が減つてまいりましたので、福田政務官、きょうは済みません。もし最後に時間があつたらもう一回回しますけれども、行政評価の方を先に、簡単なのでやらせていただきます。

平成十九年六月から臨時的に処理している年金記録第三者委員会の苦情あつせんに関する事務ですが、本省、地方において現在の程度の人員を割っているのか、主濱政務官にお伺いいたします。

○主濱大臣政務官 お答えします。

年金記録第三者委員会の事務に従事している職員でございますが、二月一日現在で、中央、地方を合わせて、常勤、非常勤、これも合わせまして、千七百六十人従事しているということでございます。このうち、総務省の常勤職員につきましては、本省で十八人、地方で三百三十一人、合計で三百四十九人、第三者委員会の業務に携わっているところでございます。管区行政評価局等の地方機関では、年金記録確認業務を行うために、厚生省から振りかえた定員を除いた定員八百三十人のうち約四〇％を割っていることになる、こういうことでございます。

○橘（慶）委員 既にスタートしてから五年経過、五年というのは一つの見直しの基準だとも思うんですけども、そういうことの中で、実は苦情申し出件数、その処理の現状を見ましても、かなり、

ここまで来ると、単純な雇い主の方でのミスとか、そういうのが多いんじゃないか、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか、主濱政務官。

○主濱大臣政務官 ちよつと、経緯、お話しさせていたいただきたいんですが、まず、平成十九年にこの第三者委員会の設置、行われたわけですが、これまで累計で二十四万五千件申し立てを受けているという状況でございます。そして平成二十二年末には六万件を受けている、単年度で六万件を受け付けた。二十三年度は、この間、二月末まで二万五千件と受け付け件数が四割にとどまっている、こういう状況であります。

それから処理状況はどうかといいますと、累計で二十三万七千件受け付けているんですが、今残っている件数は、二十二年末まで二万八千件、そして現在、ことしの二月現在では九千件まで減ってきている、こういうふうな状況でございます。

内容については、当初の第三者委員会では、過去の年金記録について、国の記録がなくて、しかも直接的な証拠を持たない皆さんのために適正な判断を下す、こういう役割を期待されておったわけですけども、最近はこちらと違ってきている、こういうことでございます。記録訂正の要否を判断する証拠となる資料が比較的多い新しい時期の年金記録について申し立てが増加をしている、こういう状況です。具体例を申し上げますと、先ほどお話があつたとおり、事業主のミスとか、その分を事業主が一括して申し立てている、こういったようなケースも見られるということでございます。



平成 24 年 3 月 1 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

このように、委員御指摘のとおり、最近の事案では、第三者委員会の設置当初の問題とは異なる案件がふえてきている、こういう現状にあります。

○橘（慶）委員　そこで、状況が落ちついてきているということ、五年たったということでもありませんし、今回の大臣所信を見ましても、ちよつと行政評価の方は寂しかったかなど。行政評価、頑張りますの一言で終わっちゃったわけでありまして、そろそろこの時に、やはり本来業務に戻して、国の政策のチェック、そういうところに進んでいくべきだと思います。

多分波長は合うと思うんですが、総務大臣、いかがでしょうか。これをお答えいただいて、終わります。

○川端国務大臣　ありがとうございます。

昨年六月に、年金記録確認中央第三者委員会から、新たな年金記録確認体制の構築について早急に検討するよう要請をされました。背景は、今主濱さんからお答えになったとおりの背景でございます。

また、行政刷新会議の事業仕分け等によって行政評価機能の抜本的機能強化を求められている中で、約三百五十人の要員を第三者委員会業務に割いていることから、本来業務にも若干影響が出ているところもございます。

そのために、年金記録確認業務を総務省から本来の所管である厚生労働省に早期に移管すべく、鋭意厚生労働省と調整を進めてまいりたいと思っております。

○橘（慶）委員　ありがとうございました。それ

だけ言っていたら、厚労分科会へ行きやすくしたなと思っております。そういう行財政改革もしなきゃいけない。

きょうは、子供の医療費、ちよつと話がかみ合いませんでしたけれども、要は、そういうものを先にやってやはり予算の中の見直しをいかなきゃいけない、これはややチェックをする立場の野党としての意見として申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○原口委員長　午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩